

令和3年5月21日

監理技術者の兼任の取扱いについて

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の兼任について、石狩湾新港管理組合が発注する工事における取り扱いを次のとおりとするので、お知らせします。

1 兼任を認めない工事

- (1) 一般土木、建築、電気、管工事は、予定価格が3億円以上の工事
- (2) 舗装工事は、予定価格が6千万円以上の工事
- (3) その他の工事は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令372号)の適用対象の工事

2 兼任を認める場合の要件

上記1以外の工事で、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (2) 兼任しようとする工事の場所が石狩振興局又は後志総合振興局管内であること。
なお、この場合において、他の公共機関発注工事との兼任も可。
- (3) 兼任しようとする工事の数が2件であること。

3 確認書類

- (1) 特例監理技術者
兼任する工事のCORINS等の写しを提出してください。
- (2) 監理技術者補佐
ア 一級施工管理技士等の国家資格者等の資格を証する書面の写しを提出してください。
イ 直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するため、健康保険被保険者証、監理技術者資格者証の裏書又は住民税特別徴収税額通知書のいずれかの原本又は写しを提示してください。

4 適用日

令和3年6月1日以降に公告する工事から適用

【お問い合わせ先】

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
電話番号：0133-64-6661

